



## 就任のご挨拶

関東経済産業局資源エネルギー環境部

石油課長 天野 揚

平成21年4月1日付で石油課長に就任しました天野でございます。

前職は、同じ資源エネルギー環境部内のエネルギー対策課において、工場やビルなどの省エネルギーの普及促進、太陽光発電などの新エネルギーの導入促進の業務に携わってまいりました。当課においても、「資源エネルギーの安定供給の確保」という命題は共通しております。また、随分遡りますが平成2年度から3年間公害保安課に在籍し、貴協議会ともお付き合いさせていただいた記憶があります。当時は当局の名称変更に合わせて、貴協議会も「東通販連協」から「関液協」に改称されたころがありました。

液化石油ガスは、環境負荷が相対的に小さく、天然ガスとともにクリーンなガス体エネルギーであり、その拠点供給型としての特長を活かし災害時における初期対応に適したものとエネルギー基本計画に位置づけられ、また全国総世帯の過半数（約2,600万世帯）の家庭用燃料、全国約24万台のタクシー燃料として利用されるなど、様々な分野で使用されている国民生活に密着した重要なエネルギーと認識しております。

こうしたエネルギーだからこそ、販売事業者の皆様方による保安の確保による安全・安心の提供に期待を寄せるとともに、取引の一層の適正化を進めることが重要と考えます。昨年6月の特定商取引法（旧訪問販売法）の改正により、消費者と販売店の結ぶLPGガスの契約にかかる勧誘が規制され、これまで以上に消費者が保護されるようになります。従来、燃焼機器や警報器などの指定商品のみが規制対象でしたが、今年の12月の施行時には原則全商品が適用となり、LPGガスの訪問販売、電話勧誘、通信販売等についても対象となり保護されるようになります。特定商取引法は、一部の事項が都道府県に移管されることから、「消費生活条例など」として特定商取引法と同様の都道府県条例等が制定されていますので留意が必要です。

消費者から信頼され選択されるエネルギーとして、液化石油ガス事業が今後さらに発展していくため、消費者ニーズや市場を取り巻く環境を的確にとらえるとともに、取引の一層の適正化を推し進めていただきますようお願い申し上げます。

最後に、関東液化石油ガス協議会及び会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、私の就任の挨拶とさせていただきます。